

令和 8 年度 第 1 回沖縄県公立学校における働き方改革推進本部会議
開 催 要 項

1 趣 旨 : 教員が児童生徒と向き合える時間を確保し、教職員一人一人が自らの資
質能力を高め、発揮できる持続可能な教育環境の整備を目指し、本県公立
学校における働き方改革の推進について協議するため、「沖縄県公立学校
働き方改革推進本部」を設置する。

2 日 時 : 令和 8 年 6 月 5 日 (金) 10 : 30 ~ 12 : 00

3 場 所 : 教育庁 3 階ホール (旧県立図書館)

4 会 順 :

(司会) 働き方改革推進課 働き方改革班長 小 池 隆 介

(1) 本部長挨拶 (5 分) 教育管理統括監 池 原 勝 利

(2) 報告事項 (40 分)

①令和 7 年度 (集中取組期間 2 年目) の評価・検証について (10 分)

②令和 8 年度 (集中取組期間最終年度) における「働き方改革」推進の重点的項目
について (10 分)

③各課・各事務所の近況報告 (20 分)

(3) 協議事項 (40 分)

①「新プラン」 (令和 9 年度以降) の方向性について (35 分)

②その他 (5 分)

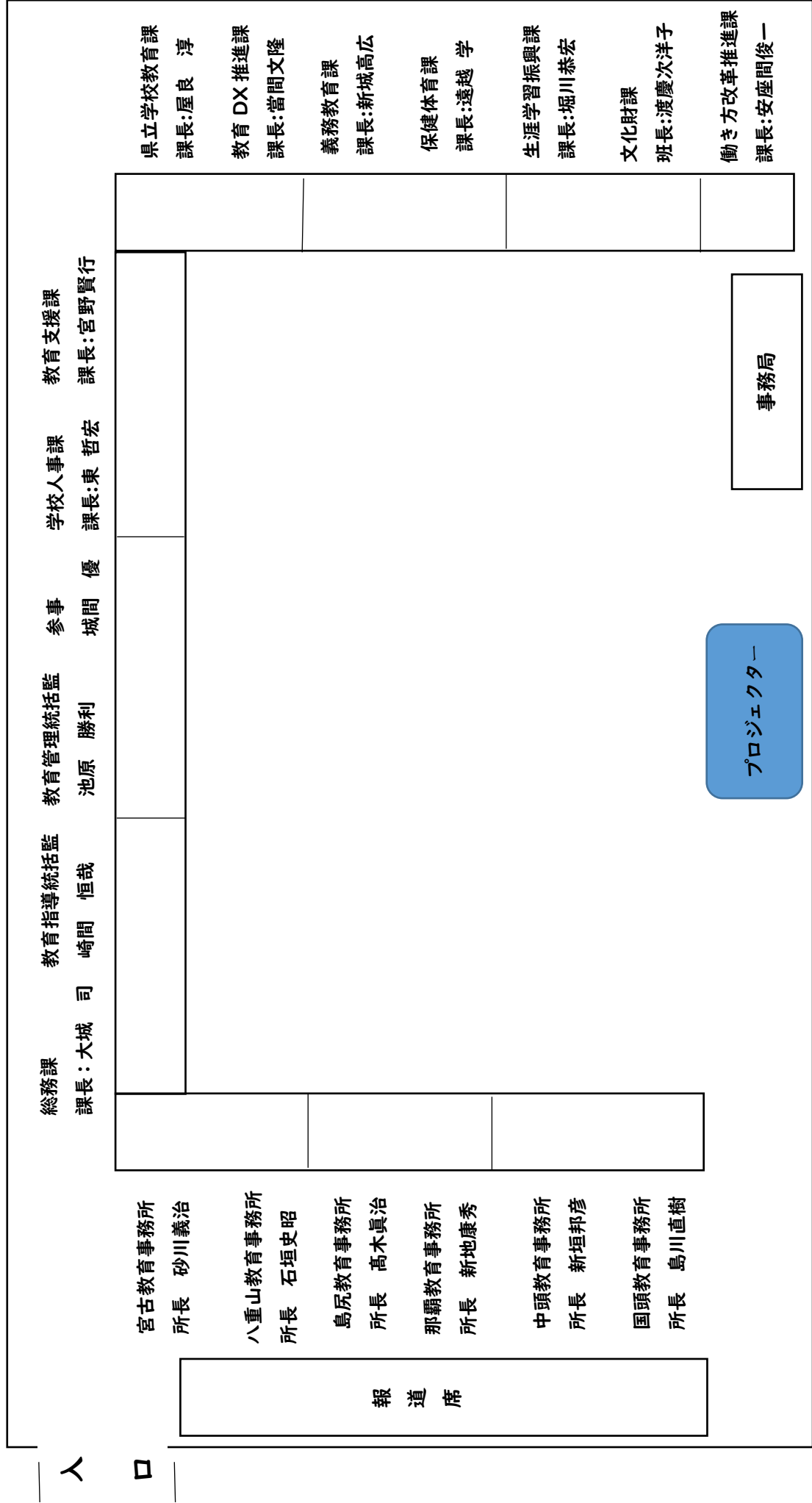
(4) 事務連絡 (5 分)

5 今年度の日程

(1) 第 2 回公立学校働き方改革推進本部 . . . 11 / 6 (金) 10 : 30 ~ 12 : 00 3 階ホール

(2) 第 3 回公立学校働き方改革推進本部 . . . 2 / 4 (木) 10 : 30 ~ 12 : 00 3 階ホール

【3階ホール 会場レイアウト図】



沖縄県公立学校における働き方改革推進本部設置要綱

令和7年4月15日教育長決裁

（設置）

第1条 教員が児童生徒と向き合える時間を確保し、教職員一人一人が自らの資質能力を高め、発揮できる持続可能な教育環境の整備を目指し、本県公立学校における働き方改革の推進について協議するため、「沖縄県公立学校における働き方改革推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 働き方改革推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）働き方改革に係る現状及び課題の把握、取組の企画立案及び推進に関すること
- （2）働き方改革の推進に係る効果の検証及び取組の改善に関すること
- （3）その他、働き方改革の推進を図るために必要な事項に関すること

（組織）

第3条 働き方改革推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は教育管理統括監の職にある者をもって充てる。
- 3 副本部長は、本部長が指名する者をもって充てる。
- 4 本部員は別表に定める者とする。

（本部長及び副本部長の職務）

第4条 本部長は、本部を代表し、会議を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 会議は、必要があると認めるとき、本部員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴取することができる。

（各部会）

第6条 協議内容及び取組の推進等に係る整理・調整のために作業部会を置く。作業部会の部員は別表に定める。

- 2 実効性のある具体的取組の推進を図るために作業部会の中にワーキング・チームを置く。ワーキング・チームの成員は、働き方改革推進課働き方改革班及び具体的取組の担当班長等とする。

第7条 関係団体等との連携・協働に係る整理・調整のために外部連携部会を置く。外部連携部会の部員は働き方改革推進課働き方改革班長及び主幹とし、各関係団体等と小部会を設置する。

（事務局）

第8条 庶務を処理するために、働き方改革推進課に事務局を置く。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則（令和5年7月24日 教育長決裁）

この要綱は、令和 5 年 7 月 24 日から施行する。
 この要綱は、令和 7 年 4 月 15 日から施行する。

別表

第 3 条第 4 項関係	第 6 条関係
本部員	部員
・ 教育管理統括監（本部長） ・ 教育指導統括監 ・ 参事 ・ 総務課長 ・ 教育支援課長 ・ 学校人事課長 ・ 働き方改革推進課長 ・ 県立学校教育課長 ・ 教育 DX 推進課長 ・ 義務教育課長 ・ 保健体育課長 ・ 生涯学習振興課長 ・ 文化財課長 ・ 各教育事務所長	以下の課及び教育事務所の働き方改革を総括する代表者 1 名 ・ 総務課 ・ 教育支援課 ・ 学校人事課 ・ 県立学校教育課 ・ 教育 DX 推進課 ・ 義務教育課 ・ 保健体育課 ・ 生涯学習振興課 ・ 文化財課 ・ 各教育事務所 ・ 働き方改革推進課

「沖縄県公立学校働き方改革推進本部」の設置 ～「沖縄県教職員業務改善推進委員会」の拡充～

「沖縄県教職員業務改善推進委員会」(平成 28 年設置)

< 沖縄県教職員業務改善推進委員会設置要綱 第 1 条 >

教員が子供と向き合える時間を確保し、教員一人一人が持っている力を高め、発揮できる環境を整えていくため、教育委員会における学校現場の業務改善に向けた支援を検討していくため、沖縄県教職員業務改善推進委員会を設置する。

< 委 員 > (12 名)

- ・教育指導統括監(会長) ・教育管理統括監 ・参事 ・総務課長 ・教育支援課長
- ・学校人事課長 ・働き方改革推進課長 ・県立学校教育課長 ・義務教育課長
- ・保健体育課長 ・生涯学習振興課長 ・文化財課長

□ 作業部会

< 部 員 > (12 名) * 委員会関係課代表 1 名 + 働き方改革推進課働き方改革班

- ・総務課 ・教育支援課 ・学校人事課 ・県立学校教育課 ・義務教育課
- ・保健体育課 ・生涯学習振興課 ・文化財課 ・働き方改革推進課働き方改革班

機能強化

「沖縄県公立学校働き方改革推進本部」(令和 5 年設置)

< 沖縄県公立学校働き方改革推進本部設置要綱 第 1 条 >

教員が児童生徒と向き合える時間を確保し、教職員一人一人が自らの資質能力を高め、発揮できる持続可能な教育環境の整備を目指し、本県公立学校における働き方改革の推進について協議するため、「沖縄県公立学校における働き方改革推進本部」を設置する。

< 委 員 > (19 名)

- ・教育管理統括監(本部長) ・教育指導統括監 ・参事 ・総務課長 ・教育支援課長
- ・学校人事課長 ・働き方改革推進課長 ・県立学校教育課長 ・教育 DX 推進課長
- ・義務教育課長 ・保健体育課長 ・生涯学習振興課長 ・文化財課長
- ・国頭教育事務所長 ・中頭教育事務所長 ・那覇教育事務所長 ・島尻教育事務所長
- ・宮古教育事務所長 ・八重山教育事務所長

□ 作業部会

< 部 員 > (19 名)

* 本部関係課代表 1 名 + 働き方改革推進課働き方改革班 + 各教育事務所代表

- ・総務課 ・教育支援課 ・学校人事課
- ・県立学校教育課 ・教育 DX 推進課
- ・義務教育課 ・保健体育課
- ・生涯学習振興課 ・文化財課
- ・各教育事務所代表
- ・働き方改革推進課働き方改革班

□ 外部連携部会

* 働き方改革推進課働き方改革班と関係団体代表者等で各小部会を設け意見交換等を行う。

- 校長会連携小部会
- 教頭会連携小部会
- PTA 連携小部会
- 各市町村教委連携小部会
- 職員団体連携小部会
- ⋮

働き方改革・実効性のある取組の加速・推進！

令和8年度 沖縄県公立学校における働き方改革推進本部

1 本部

職 名	氏 名
教育管理統括監	池 原 勝 利
教育指導統括監	崎 間 恒 哉
参事	城 間 優
総務課長	大 城 司
教育支援課長	宮 野 賢 行
学校人事課長	東 哲 宏
働き方改革推進課長	安座間 俊 一
県立学校教育課長	屋 良 淳
教育D X推進課長	當 間 文 隆
義務教育課長	新 城 高 広
保健体育課長	遠 越 学
生涯学習振興課長	堀 川 恭 宏
文化財課長	米 須 薫 子
国頭教育事務所長	島 川 直 樹
中頭教育事務所長	新 垣 邦 彦
那覇教育事務所長	新 地 康 秀
島尻教育事務所長	高 木 眞 治
宮古教育事務所長	砂 川 義 治
八重山教育事務所長	石 垣 史 昭

2 作業部会

職 名	氏 名
働き方改革推進課働き方改革班長	小 池 隆 介
総務課副参事	宮 國 哲 行
教育支援課教育支援班長	川 元 哲 哉
学校人事課管理班長	比 嘉 真 一
県立学校教育課副参事	伊志嶺 周
教育DX推進課学校ネットワーク整備班長	鉢 嶺 亮
義務教育課学力向上推進室主任指導主事	中 山 真 悟
保健体育課健康体育班長	宮 里 和 宏
生涯学習振興課社会教育班長	知 花 哲 也
文化財課管理班長	渡慶次 洋 子
国頭教育事務所総務班主幹	親 川 将 志
中頭教育事務所総務班主幹	安座間 直 樹
那覇教育事務所総務班主幹	友 利 勉
島尻教育事務所総務班主幹	仲宗根 義 恭
宮古教育事務所総務班主幹	与那覇 正 典
八重山教育事務所総務班主幹	花 城 昌 義